

アメリカにおける 特別償却の経済的効果(2)

小 森 瞭 一

目 次

- 1 特別償却の自己金融
 - 1.1 特別償却の自己金融への刺激
 - 1.2 単一投資の場合
 - 1.3 一定額の投資の流れの場合
 - 1.4 投資の状況に応じた内部資金への影響
- 2 特別償却と節税効果
 - 2.1 特別償却適用期における税率
 - 2.2 税率の変化と節税利益
- 3 特別償却と価格効果
 - 3.1 価格への影響
 - 3.2 政府当局の見解と価格への影響
 - 3.3 国防省通達と真正減価償却
 - 3.4 節税効果と価格効果の相対的重要性 (以上第53巻第3号)
- 4 特別償却と産業集中
 - 4.1 第2次大戦以前の特別償却と産業集中論
 - 4.2 朝鮮戦争期における特別償却と「産業集中」論争
 - 4.3 「主要企業分析法」
 - 4.4 「主要企業分析法」に対する批判
- 5 特別償却と経済成長論
 - 5.1 経済成長論者の特別償却観
 - 5.2 成長モデル導入による特別償却の本質の変化
- 6 特別償却の代替の方法の吟味
 - 6.1 緊急設備の国有化——政府の直接投資
 - 6.2 特別償却制度の欠陥是正策
 - 6.3 損失補償制度 (以上本号)

4 特別償却と産業集中

4.1 第2次大戦以前の特別償却と産業集中論

特別償却は民間産業が投資危険の高い軍需施設の生産拡大に躊躇するのに対する刺激政策として、種々の特典を企業に与える結果となるのはすでに見てきた所であるが、これらの利点が必要証明書の承認を通じて企業間にどのように配分されるかにより、企業間において実質的には租税負担の再配分を生ずる。とくに、大企業と小企業との間の受益割合がどれほどかは企業の側からはまことに深刻な問題であり、また産業集中、独占や競争促進に関心をもつ論者は、超過利潤税が適用される高税率の緊急期間において高度に発達した資本主義社会の大企業にとってはきわめてその影響が大きく、産業集中や生産規模の部分的拡大を招くなど経済の基盤である産業構造そのものに著しい影響を与えると考えられた。特別償却が何よりも軍需生産設備への投資額を対象としており、その大きさが設備投資額に基づいているかぎり、絶対額においては大企業の方が大きい額を示すのは当然である。しかし、「必要証明書」の承認が故意にある特定産業部門や大企業に偏重したとすれば、利潤の絶対額も高い大企業にとっては超過利潤税の付されるこの緊急期間においてはまさに大きな特典となり、経済力の集中を助長するのに大いに役立つ。すでに第一次大戦期の場合においてはその額は全体で約6億5千万ドルと比較的少ない額であったが、その適用に関してクーゼンス委員会は特別償却の約半分は不当なものであると非難している¹⁾。

また、1935年の弾薬工業調査特別委員会も同じく産業集中への影響から批判的で今後はいっさい特別償却を認めないようにと勧告している²⁾。しかし、第二次大戦に入るや軍需設備拡大に必死となった政府はその戦時工業設備拡張の約70%を政府自ら直接投資するかたわら、特別償却を比較的制約しながら認め

1) G. Terborgh, "Amortization of Defense Facilities," (M. A. P. I. Chicago, 1952) p. 23.

2) G. Terborgh, *op. cit.*, p. 25.

た。この制限的使用に対しても戦後アメリカ財務省はこの特別償却の受益者が不当に納税義務を免れたこと、特権を得た会社が公共の負担により新工場を設置しえたこと、その利益の2/3が大企業のおさまったこと、超過利潤税の効果を失わせ巨額の歳入減を招き、その結果財源を他に求めざるを得なくしていることなどを指摘した³⁾。また、第80議会のブルースター委員会は特別償却を「合法的暴利追求行為」であったと非難している⁴⁾。この委員会は決定されたら6,500万ドルの利益に対して5,900万ドルの特別償却控除の申告をし、わずか600万ドルの利益に対してのみ税金を納めているにすぎない大石油会社20社のひどい例をあげている。

このように、第二次大戦以前においては、第一次大戦中はその消極的承認という当局の態度により、また第二次大戦期は戦時工業設備拡大資本の約70%以上を政府が直接供給したため、民間資本の必要性を減少させ特別償却の利用を最小限に喰い止めたにもかかわらず以上の非難をあげた。

4.2 朝鮮戦争期における特別償却と「産業集中」論争

1950年朝鮮戦争の危機が拡大して、第三次大戦の切迫を思わせたとき、アメリカ政府はふたたびこの非難の多かった特別償却を国防生産拡大のために認めた。

すなわち、1950年11月30日付で国家安全資源局(N. S. R. B)は最初の必要証明書を発行した。1951年1月以降、国防動員本部が事務を引継ぎ、慎重審議の結果、同年中葉までには約9,000通の申請書の未決が出る仕末であった。

そこで政府はやむをえず同年8月13日から60日間の猶予期間(モラトリアム)を宣告せざるを得なくなった。このモラトリアムが終わると未決裁の申請書はドーソン委員会の必要証明書発行に際しての「シャベルすくいの態度」(A shovel in the Barrel Approach)でたちまち一掃せられた⁵⁾。

3) G. Terborgh, *op. cit.*, pp. 28-32.

4) Adams & Gray, "Monopoly in America," (New York, 1957) p. 86.

5) Adams & Gray, *op. cit.*, p. 89.

この結果、1952年上半期まで毎四半期毎に5,000通以上の割合で承認され、1953年9月30日現在で発行証明書数17,000通、投資総額276億7千万ドルとなった⁶⁾。

朝鮮戦争時の緊急期間の特徴はその規模の大きいことの他、基礎資材部門とくに鉄鋼や非製造部門である鉄道や電力にかなりウェイトがおかれた点があげられる。

しかし、このような産業種別分析では特別償却を産業集中との関係でとらえるには十分明らかではない。そこで、必要証明書を企業規模別にその分布状況を分析することが必要と考えられる。この企業規模別基準としては従業員数と資産額とがある。そこで、われわれは以下それぞれについてみることにしよう。

(イ) 従業員数を基準とした企業規模別分析

連邦取引委員会 (Federal Trade Committee) の委員である F. J. Kottke は非公式の見解として1951年8月18日までに承認せられた必要証明書を分析して次のように述べている⁷⁾。

「その日付までに証明せられた92億8千7百万ドルの中、82億1千9百万ドルが建設された。この中、90.5%は従業員500人以上の会社に認められ、さらに74.3%は従業員2,500人以上の大会社に認められている。」

また、国防中小工場管理局 (Small Defense Plant Administration) は中小企業が全製造部門における雇用者総数の42%を占めながら特別償却の必要証明書を10%しか得ていないことを指摘している⁸⁾。さらに、上院小企業委員会 (Senate Small Business Committee) も「小企業が競争的地位を維持するには、必要証明書の発行総額の少なくとも22%を受け取ってしかるべきだった。ところが、驚くべきことには実際に小企業に認められた必要証明書の額面は総額のわずか10%にすぎなかった」⁹⁾と。

6) Adams & Gray, *op. cit.*, p. 88.

7) F. J. Kottke, "Monopoly and Mobilization for Defense," *Southern Eco. Jour.* April. 1952, p. 524.

8) Adams & Gray, *op. cit.*, p. 89.

9) Senate Small Business Committee, Senate Report No. 1092 83d. Congress 2nd Sess. March. ↗

第6表 1952年各資産グループ別 特別償却額とその割合

| 資産区分 (単位ドル) | 特別償却額 (単位百万ドル) | % | 合計中に占める 累積 % |
|-----------------------|-------------------|-------|-----------------|
| 250,000未満 | 0 | 0 | 0 |
| 250,000～ 999,999 | 9 | 2.0 | 2.0 |
| 1,000,000～ 4,999,999 | 25 | 5.7 | 7.7 |
| 5,000,000～ 9,999,999 | 13 | 3.0 | 10.7 |
| 10,000,000～49,999,999 | 65 | 14.8 | 25.5 |
| 50,000,000～99,999,999 | 30 | 6.8 | 32.3 |
| 100,000,000以上 | 297 | 67.7 | 100.0 |
| 合計 | 439 | 100.0 | |

(資料) Federal Trade Committee & S. E. C.

1952 Quaterly Financial Report, U. S. Manufacturing Co. 4th Table I より作成.

このように企業規模別基準を従業員数に求めた分析によれば、やはり大企業が有利になっていることが概括的に解るが、企業規模の基準を従業員数と直接関係せしめることは単に企業組織の大きさをみるに適していても必ずしも特別償却と企業規模をみる場合に適しているとはいえない。

そこで次に企業規模を資産額を基準とした分析からみてみよう。

(ロ) 資産額を基準とした企業規模別分析

連邦取引委員会及び証券取引委員会 (Securities Exchange Committee) は必要証明書の得られた特別償却額を企業の所有資産額を基準にして7つに分類している。1952年中の各資産規模グループ毎の特別償却額とその全体に占める割合及び累計は第6表の通りである。

これによると、1億ドル以上の資産を保有している大会社のグループは特別償却総額の67.7%を占めているのに対して、100万ドル未満の資産しかもたない小会社のグループはわずか全体の2%しか得ていないことがわかる。

以上の分析を通じて、特別償却の大部分が大企業に偏重されて認められた結果を重視した論者は「特別償却産業集中説」または「特別償却競争排除説」を

25. 1954, p. 9.

主張した。これらを支持する論者はかなり多く、その一部を列挙すると次の通りである。

- (1) 下院行政関係、歳出小委員会＝ドーソン委員会 (House Executive Expenditure Subcommittee=Dawson Committee)

特別償却計画を、「政府の棚から落ちた最大のボタ餅」(The Biggest Bonanza that ever come down from the Government Pike) と呼び、現在行われている特別償却計画は、「不可避免的に、この国の基礎産業を現存の大企業へ更に集中させる結果をもたらすであろう。」¹⁰⁾ と報告している。

- (2) ハンプリー財務長官

特別償却計画は、「危険な人為的刺激 (Artificial Stimulus of Dangerous Type) でしかあり得ない。そして、このような計画を無期限に継続して行くことは、實際上、非常な危険を伴うことになる。というのは、この計画のお陰を蒙らないその他の企業の受ける損害を尻目にかけて、この制度に頼るようになって来ているからである。それはわが国の自由経済全体の健全にして均衡のとれた力強い発展を阻害する結果となる恐れがある。」¹¹⁾ と廃止の勧告をしている。

- (3) 司法長官、内務長官

同様の将来に対する憂慮を表明¹²⁾。

- (4) J. B. キャレイ氏 (産業別組合会議議長)

「僅か20の会社に、全体の50%が認可されたことの中に、独占の促進 (Promotion of Monopoly) がはっきりと起こっている。」¹³⁾ と主張した。

- (5) R. M. クーパーマン氏 (民間研究者)

経済力の集中を排除する司法省反トラスト部の努力に言及して、「これら

10) R. T. Selden, "Accelerated Amortization and Industrial Concentration," Rev. of Eco. & Statistics, Aug. 1955, p. 282.

11) Adams & Gray, *op. cit.*, p. 88. "American Metal Market," July. 19. 1955.

12) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 283.

13) Adams & Gray, *op. cit.*, p. 253. Tesimony, May. 29. 1951, "Defense Production Act Amendment of 1951".

巨大独占 (Giant Monopoly) の大きさや、力を引下げられるべきとなされて来たいかなる良策も、彼等が最近政府から供給された栄養物 (である特別償却) により、ほとんど疑いなく無効となるであろう。」¹⁴⁾ と指摘した。

(6) オルター・アダムス (ミシガン州立大学経済学部教授, 司法省反トラスト法全国調査委員会委員)

「すでに高度に集中した基礎産業諸部門における少数の大会社が特別償却による補助金の獅子の分け前を得ていると言うことは、もはや疑う余地はない。」¹⁵⁾ と主張し、また「このような特別償却計画の甚しいやり損ないはアメリカ経済構造に大きな影響を及ぼした。」¹⁶⁾ と批判している。

このような「特別償却産業集中説」に対して特別償却は企業の自由競争体制を阻害するものではなく、産業集中を緩らげる作用を果たすと説く「特別償却競争促進説」が一部の論者により展開された。

たとえば、R. T. Seldenは「主要会社分析法」(Dominant Firm Approach) という独自の分析方法により「アメリカの製造工業における産業集中は特別償却の利益が諸企業間に配分された結果、弱められる傾向にある。」と産業集中説とは逆の結論を出している¹⁷⁾。

そこで、われわれはこのセルデンの分析方法をみることにしよう¹⁸⁾。

4.3 「主要企業分析法」

この主要企業分析は朝鮮戦争期以降において各業種毎の市場における支配的有力企業が朝鮮戦争期以前におけるそれら企業の占めていた位置よりも大きくなったか同じか否かを検討する。

R. T. セルデルはこの朝鮮戦争期以前の各業種の産業状態を示す指標として

14) R. M. Cooperman, "Our \$ Patriots," The New Republic, Jun 4. 1951.

15) Adams & Gray, *op. cit.*, p. 88.

16) Adams & Gray, *op. cit.*, p. 89.

17) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 291.

18) この分析方法については R. T. Selden, *op. cit.*, pp. 284-285. にかけて詳細に論じている。

商務省が集中度を見るために使った 4 つの標準産業分類 (Standard Industrial Classification) を使っている。

これの特徴は1947年の237部門の製造工業のみを扱っており、鉄道業などの公益事業や流通サービス業など非製造工業は除外されている。また当年度の出荷量を基準として測定されており、多角経営の大企業の場合、各事業部門毎にそれぞれの業種に属する出荷総量との比率を見ているので、一つの大企業もいくつかの事業所または部門毎に分割されて測定される結果となる。(この点は注意すべき点と思われる。)

次にセルデンはこの標準産業分類による各業種の各々の企業について申請した必要証明書の内訳を国防動員局 (Office of Defense Mobilization) から得、標準産業分類表による1947年の集中度と同年において各業種の上位 4 企業を主要企業と考え、この 4 大企業が受けた特別償却の必要証明書類の割合との関係を十点法 (The 10 Point Rule) という方法により次の 4 つの趨勢に分類する。

- ① 必要証明書の配分が産業集中を増大させるような傾向にある業種。(カテゴリー I)
- ② 必要証明書の配分が産業集中について明白な傾向を生じない業種。(カテゴリー U)
- ③ 必要証明書の配分が産業集中を弱めるような傾向のある業種。(カテゴリー D)
- ④ この方法では知り得ない問題のある産業。(カテゴリー P)

たとえば、標準産業分類のある業種の上位 4 社の出荷量が同業種の全出荷量の 30% (これをセルデンは集中度と呼んでいる。) を占めている場合、この 30% を中心に上下 10% の巾をもたせて、これら 4 大企業が受けた必要証明額が当業種全体の 40% を超える場合はカテゴリー I に、またその割合が 20% に満たない場合はカテゴリー D に、20%~40% の範囲内の場合にはカテゴリー U に属せしめる。そして、このような方法では知りえないものをカテゴリー P に含める。

このような分類の結果、1947年における 237 業種のそれぞれのカテゴリーに

第7表 主要企業への特別償却の影響 (A・Bの単位:百万ドル)

| 分類 | A 申請額 | B 必要証明承認額 | 合計に対する割合 | | 小計に対する割合 | |
|----|----------|--------------|----------|-------|----------|-------|
| | | | A % | B % | A % | B % |
| I | 733.8 | 410.1 | 5.0 | 4.3 | 5.3 | 4.6 |
| U | 5,305.3 | 3,424.5 | 36.2 | 36.0 | 38.4 | 38.1 |
| D | 7,789.7 | 5,151.3 | 53.2 | 54.1 | 56.3 | 57.3 |
| 小計 | 13,828.8 | 8,985.9 | 94.4 | 94.4 | 100.0 | 100.0 |
| P | 814.3 | 528.6 | 5.6 | 5.6 | | |
| 合計 | 14,643.2 | 9,514.5 | 100.0 | 100.0 | | |

(資料) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 286 第3表より作成。

第8表 4基幹産業における主要4社及び8社の受けた特別償却額

| 標準産業分類 | | 1947年度集中度 | | 承認された必要証明額 | | 傾 向 分 類 | |
|--------|-------|-----------|-------|------------|-------|---------|------|
| No. | 業 種 名 | 主要4社 | 主要8社 | 主要4社 | 主要8社 | 主要4社 | 主要8社 |
| 2829 | 重化学工業 | 47.0% | 64.4% | 38.5% | 54.7% | U | U |
| 2911 | 石 油 | 37.3 | 58.8 | 26.7 | 46.0 | D | D |
| 3311 | 製 鉄 | 67.3 | 82.1 | 18.8 | 28.1 | D | D |
| 3312 | 鉄鋼圧延 | 44.7 | 62.8 | 41.8 | 59.8 | U | U |

(資料) R. T. Selden, *op. cit.*, 第3表。

属する特別償却の影響を第7表のように示している。

これによると全製造業における必要証明書申請額146億ドルの中わずか5.6%を示す53業種のみがカテゴリーPに属しており、これを除くと184業種、金額にして138億ドルがカテゴリーI, U, Dに属する。いま、これら3分類の申請割合でみると、5.3%がI業種に、38.4%がU業種に、残り56.3%がD業種となっている。このような大きさは承認された必要証明額の大きさにおいてもさほど変化はない。

この結果、セルデンは「製造工業の中には必要証明の大部分が産業集中に対して何ら著しい変化を与えていないか、あるいは現実には減少させるような形で分配されたという驚くべき結論に到達した。さらに、承認された特別償却の点から考えると、その結果はより一層強く集中排除の方へ向かったといえ

る。」¹⁹⁾と述べている。

次にセルデンはこれらの分析が4大企業について行われた点に対して、より広い範囲まで主要企業概念を拡大して各業種のビッグ8社までについて4つの基幹産業を対象として分析している。

これら4基幹産業が申請した必要証明書は金額にして約5,656百万ドルであり、そのうち承認された額は約3,849百万ドルであり、全製造工業のそれぞれの割合で38.6%と、40.5%を占めている。

この表から、セルデンは主要企業を4社から8社に拡大した場合でも4社の分析の結論と何ら変化を生じないと述べている²⁰⁾。さらに、承認された特別償却額の大きさが約2,733百万ドルという全製造工業中最大額を受けた No. 3312の鉄鋼圧延部門について個々の企業単位に分析している。

1948年には全米粗鋼生産量の92%が16社の手におさまっていた。これら16社が1953年4月15日までに当業種に認められた必要証明書額の68%を受理した。第9表によると上位主要3社(U.S. スチール社、ベスレヘム社、リパブリック社)と比較的下位に属する企業(シャーロン社、コロラド鉄鋼社、ウィーリング社、クリュンブル社)は生産設備能力において占めていた割合よりも少ない特別償却額しか受けていないのに対して、中規模の産業(ナショナル社やインランド社)は生産設備能力において同業種に占める割合以上の特別償却額を得ている。このように最大額の必要証明書金額を受けたこの鉄道圧延部門における反産業集中化の傾向は相当大きく、それ程の生産能力をもたない企業やまったく新しい企業に対してさえ巨額の必要証明書が承認されていると述べている²¹⁾。

以上のように標準産業分類による各業種ごとに主要企業分析を行った結果、セルデンは特別償却が産業集中を増大させたという通説的見解に反対し、「特別償却競争促進説」を主張した。

19) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 286.

20) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 287.

21) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 287.

第9表 鉄鋼圧延部門上位16社の粗鋼生産能力と必要証明書金額の割合(1948年)

| 企 業 名 | 粗鋼生産能力 | | 必要証明書金額 | |
|-----------------------------|---------------|---------|---------------|---------|
| | 部門合計に占める割合(%) | 割合累計(%) | 部門合計に占める割合(%) | 割合累計(%) |
| U. S. Steel Co. | 33.14 | 33.14 | 23.58 | 23.58 |
| Bethlehem Steel Co. | 14.64 | 47.78 | 8.11 | 31.69 |
| Republic Steel Co. | 9.13 | 56.91 | 3.31 | 35.00 |
| Jones & Laughlin Steel Co. | 5.03 | 61.94 | 6.81 | 41.81 |
| National Steel Co. | 4.30 | 66.24 | 2.60 | 44.41 |
| Youngstown Sheet & tube Co. | 4.25 | 70.49 | 5.91 | 50.32 |
| Inland Steel Co. | 3.61 | 74.10 | 3.02 | 53.34 |
| Armco Steel Co. | 3.57 | 77.67 | 6.44 | 59.78 |
| Sharon Steel Co. | 1.67 | 79.34 | 0.46 | 60.24 |
| Colorado Fuel & Iron Co. | 1.54 | 80.88 | 0.16 | 60.40 |
| Wheeling Steel Co. | 1.50 | 82.38 | 0.86 | 61.26 |
| Crucible Steel Co. | 1.33 | 83.71 | 1.02 | 62.28 |
| Ford Motor Co. | 1.18 | 84.89 | 1.54 | 63.82 |
| Pittsburgh Steel Co. | 1.14 | 86.03 | 2.38 | 66.20 |
| International Harvester Co. | 0.96 | 86.99 | 0.04 | 66.24 |
| Kaiser Co. | 0.92 | 87.91 | 1.75 | 67.99 |

(出所) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 287. 第4表より作成。

必要証明書金額は1953年4月15日までに認められた5ヶ年特別償却額による。

4.4 「主要企業分析法」に対する批判

このセルデンの「主要企業分析法」に対する批判としては、まずその分析の対象が標準産業分類による産業部門毎の分析を行った点が指摘されている²²⁾。

すなわち、この標準産業分類による区分分析によると、(1) 公益事業や鉄道業などの「非製造業」は分析対象外にされてしまうこと。(2) 多角経営形態の大企業の場合、各事業部門毎のマーケット・シェアに分割される各事業部毎に主要企業を判定するため、経営全体としての観測がされず、いわゆる「大企業」はそれぞれの小さいファクターに還元される。

22) 高寺貞男「特別償却と産業集中」『会計』第72巻 第4号 昭和32年10月号117頁。

たとえば、(1)に対する批判は国防動員本部の分析数値で必要証明書を受けた設備の55.1%は製造業に属するが、残りの44.9%を占める非製造工業は「主要企業分析」では対象外とみなされてしまう²³⁾。

また、(2)の批判としては1947年において最大の製造工業会社であったジェネラル・モーターズ社は22の業種に解体され、これら22の産業部門のすべてにおいて重要な生産者ではなくなってしまうことが指摘される²⁴⁾。さらに、この分析は用いた資料として売上量（出荷数量）によっていることは付加価値や生産高、生産数量など機械の使用と直接関係する数値を指標としていないため、減価償却のような機械の使用摩耗度と直接関係する分析には劣っており、また購買関係における集中効果はまったく無視されていると考えられる。さらに分析期間の観点からみると、1953年4月15日以降に認められた証明書に関しては研究対象となっていないなどの批判が行われた²⁵⁾。これらの批判が指摘する欠点がセルデンの「主要企業分析法」にあるとしても、この分析がそれまでの表面的な産業集中促進説の分析をくつがえすため特別償却の産業集中への影響をより立入って詳細に分析した貢献は高く評価されるべきであろう。

5 特別償却と経済成長論

5.1 経済成長論者の特別償却観

われわれは特別償却の自己金融機能において、単一の投資の場合においては特別償却は政府の無利子の財政投融资にすぎないが、一定額の投資の流れが継続して存在する場合、返還条件付き補助金となることを簡単な数字例を用いて見て来た。これに対して、1952年頃から E. D. ドーマーや R. アイスナーなど一般に経済成長論者と呼ばれる人々での間で特別償却が取り上げられ、現実的

23) Gray & Adams, *op. cit.*, p. 89. この点についてはセルデン教授自身も「おそらくもっとも重要なことは非製造業を削除したことである」とこの「主要企業分析」の欠点として認めている。

R. T. Selden, *op. cit.*, p. 290.

24) 高寺貞男, 前掲論文, 118頁.

25) R. T. Selden, *op. cit.*, p. 290.

仮定である成長モデルを導入することにより、特別償却は「免税補助金」であるという主張がなされた。そこで次にわれわれはこの成長論者の主張を見ることにしよう。

ドーマの見解

「これ(特別償却制度…引用者注)を等閑視して来た理由は、われわれが固執している古い静学的な思考慣習に基づくところ大であり、そして現在について言えば、単一の投資と言う思考に基づいている。そのように見て来ると、特別償却は租税支払の延期とか、遅かれ早かれ返済されなければならない無利子の貸付に過ぎない。たとえそうであっても、新しい企業にとってはそのような延期がきわめて重要であるかも知れない。

ひるがえって投資の流れを顧みれば、投資の流れが減退しない限りこの貸付は決して返済される必要がないと言うこと、そしてさらに、投資の成長する流れ(最も現実的なアメリカのケースであるが)が有効税率を永続的に引下げることとなるであろう事実が、ただちに明らかになるであろう」²⁶⁾と。

そして「米国においては、過去80年間を通じて3%乃至それをやや上回る」²⁷⁾投資の流れがあるとして、この静態的仮定の非現実性を統計数字により立証し、その静態的仮定に基づく「無利子財政投融资」説を否定すると共に、さらに積極的に「免税補助金」説を支持している。

アイスナーの見解

「毎年同一額の粗投資をする経済または企業においては、資産がいかなる率で償却されようとも、何ら差異は生じない。もし一資産の価値のより多くの割合が1年間に償却されても、その資産が償却せられる年数がそれに比例して減

26) E. D. Domar, *Essays in the Theory of Economic Growth*, Oxford Uni. Press, New York, 1957. (宇野訳「経済成長の理論」p. 230.)

27) E. D. Domar, *op. cit.*, p. 155.

少するかまたは他の年度における減価償却費が比例的に少なくなる」²⁸⁾ からと静態経済の仮定に「無利子財政投融资」説の根拠を求めた。

そしてさらに、積極的に次に見るような成長モデルを導入することによって、「われわれの成長経済では特別償却は単に所得税の支払延期や資本損失の危険減少のための工夫として考えるべきではない。」²⁹⁾ と「無利子財政投融资」説の非を指摘すると共に、「われわれの経済成長では、特別償却は減価償却費の激増と所得税の激減の長期的永続的效果をもたらす」³⁰⁾ と「免税補助金」説の正しさを強調している。

そして「経済学者は成長現象を無視するモデルでもって、発展するわれわれの世界を説明してはならない」³¹⁾ と「免税補助金」説の正当性を裏書きすると共に、特別償却論における本質の変遷を静態的仮定から成長経済の仮定への変更を求めるのである。

そこで、われわれは次にその詳細なる証明を試みよう。

5.2 成長モデル導入による特別償却の本質の変化

特別償却を一定の率で増大する投資の流れをもつ社会または企業についてみると、それは減価償却の期間的配分の不均一から生じる単なる課税の延期ではなくして、永久に繰延べられる免税または補助金へと本質的变化をする。

経済成長論者である R. アイスナー及び E. D. ドーマは共にその特別償却に関する論文において³²⁾、一定の成長率 (r) の投資の流れをもつ成長モデルによる特別償却を分析して、それが長期永久的な減価償却費の増加をもたらすことにより、法人税負担の減少になることを証明している。

28) R. Eisner, "Accelerated Amortization, Growth and Net Profit," *Quart. Jour. of Ecos. Nov.* 1952, p. 533.

29) R. Eisner, *op. cit.*, p. 543.

30) R. Eisner, *op. cit.*, p. 544.

31) R. Eisner, "Depreciation Allowances, Replacement Requirements and Growth," *American Economic Review* Dec. 1952, p. 831.

32) R. Eisner, "Accelerated Amortization Growth and Net Profit," *Quart. Jour. of Ecos.*, 1952 Nov. pp. 533-544. E. D. Domar, *op. cit.*, pp. 229-259.

そこでわれわれは、より良くまとまっていると考えられるアイスナーを中心にその論旨を論証していく。

(イ) 一般の数学的展開

まず最初は、一般の数学的モデルを使って成長企業または成長経済の場合には、償却期間の短縮は毎年の減価償却額を絶対的にも、相対的にも増大させる事を証明する。

そこで次のような符号や仮定を使用する。

(a) 符号

I = 粗投資

D = 減価償却費

b = 償却期間 (5ヶ年特別償却の場合は5であるが、一般公式による普遍的結論を求めるため b としておく。)

r = 投資の成長率 $\left(r_t = \frac{I_t}{I_{t-1}} - 1\right)$

t = 時間

(b) 簡単化のための仮定

- (i) 残存価額0の直線法により、取得年度の翌年期首から償却を始める。
- (ii) 各資産の償却期間は同一である。
- (iii) 投資の成長率は一定とする。

次に第 t 年度の減価償却費 D_t は b 年前以降 ($t-1$) 前年度までに取得した資産の合計を、仮定(i)により償却期間 b で割ることにより得られる。すなわち、

$$D_t = \frac{1}{b} (I_{t-1} + I_{t-2} + I_{t-3} + \cdots + I_{t-b+1} + I_{t-b}) \quad (1)$$

しかるに、 r の定義式及び仮定(iii)から

$$r_t = \frac{I_t}{I_{t-1}} - 1 = \frac{I_{t-1}}{I_{t-2}} - 1 = \frac{I_{t-2}}{I_{t-3}} - 1 = \cdots = \frac{I_{t-n+1}}{I_{t-n}} - 1 \quad (2)$$

を得る。

これを (1) に代入すると

$$D_t = \frac{I_t}{b} \{ (1+r)^{-1} + (1+r)^{-2} + \dots + (1+r)^{1-b} + (1+r)^b \}$$

$$\left[= I_t \left[\frac{1 - (1+r)^{-b}}{br} \right] \right] = \frac{I_t}{br} [1 - (1+r)^{-b}] \quad (3)$$

次に減価償却費 D_t の償却期間 b に関する偏微分を求めると、

$$\frac{\alpha D_t}{\alpha b} = \frac{I_t}{rb^2} \left[b \cdot \frac{\partial (1+r)^{-b}}{\partial b} - \{1 - (1+r)^{-b}\} \right]^{33)}$$

$$= \frac{I_t}{rb^2} [b(1+r)^{-b} \log e(1+r) - 1 + (1+r)^{-b}]$$

$$= \frac{I_t(1+r)^{-b}}{rb^2} [b \log e(1+r) - (1+r)^b + 1] \quad (4)$$

となる。

われわれは $\frac{\alpha D_t}{\alpha b}$ の正負を吟味するために [] の符号を調べると、常に負なる結論を得る。(付録 I 参照)

さらに、

$$(1+r)^{-b} \geq 0 (\because |r| \leq 1)$$

$$I_t > 0, b^2 > 0 \text{ となるから, } \frac{\alpha D_t}{\alpha b} \geq 0, r \leq 0,$$

結局、成長率 r が -1 と言う最も非現実的、非歴史的な場合以外は、減価償却費 (D) は成長経済の下では償却期間 (b) の減少函数であり、衰退経済の下では増加函数となる。

すなわち、このことは投資の流れが一定率で成長する企業あるいは経済の下にあっては、5ヶ年特別償却による償却期間の短縮は毎年の減価償却費を増大し続けることを意味している。この増大し続ける減価償却費が法人税負担の長期的減少を、したがって、免税補助金として実現するのは、言うまでもないこ

33) $-\frac{\partial (1+r)^{-b}}{\partial b} = \frac{-\partial e^{-b}}{\partial b} = (1+r)^{-b} \log e(1+r)$

(指数函数の微分より)

とである。

付録 (I)

$$[b \log e(1+r) - (1+r)^b + 1] < 0$$

(証明)

(1) Machaurin の定理から、

$$(1+r)^b = 1 + b \log e(1+r) + \sum_{n=2}^{\infty} \frac{[\log e(1+r)]^n}{n!} b^n \text{ を得る.}$$

ここで近似的に級数を第3項までとる公式 (θ を用いる方法: $0 < \theta < 1$) により、

$$(1+r)^b = 1 + b \log e(1+r) + \frac{1}{2!} [\log(1+r)]^2 (1+r)^{\theta b} \cdot b^2 \text{ から}$$

第3項 $\frac{1}{2!} [\log e(1+r)]^2 (1+r)^{\theta b} \cdot b^2$ が r の正負にかかわらず正值をとることは明らかゆえに

$$(1+r)^b > 1 + b \log e(1+r)$$

$$\therefore [b \log e(1+r) - (1+r)^b + 1] < 0 \text{ となる.}$$

(2) 図表による証明

$$f(b) = b \log e(1+r) - (1+r)^b + 1$$

(r は一定値を保っていると考えられるから $f(b)$ として良い.)

$$f(0) = 0$$

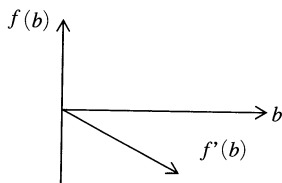
$$f'(b) = \log e(1+r) - (1+r)^b \log e(1+r)$$

$$= \log e(1+r) [1 - (1+r)^b] < 0 \quad (b > 0)$$

なんとなれば

| | | | |
|--------------|-------------------|---------------|--------------|
| $r > 0$ | $\log e(1+r) > 0$ | $(1+r)^b > 1$ | $ r \leq 1$ |
| $-1 < r < 0$ | $\log e(1+r) < 0$ | $(1+r)^b < 1$ | |

∴ $b=0$ の時 $f(b)=0$
 $b>0$ の時 $f'(b)<0$ (減少の状態)



(ロ) 現実的データによる検証と照合

次にわれわれは、アイズナーの言うアメリカの実際統計データでもって、前述の仮定や結論の現実的具体例を検証する。

米国商務省資料によると³⁴⁾、企業在庫の変化を除いた国内民間粗投資は、1929年の143億ドルから1950年の445億ドルに至るまで、年平均約5.5%の増加率を示している。

したがって資本支出が年率5.5%で成長するという仮定の下で、上述の公式を用いて償却期間の長さの効果を見るため第10表を作成した。第10表は1950年

第10表 仮定的償却期間と1951年の結果

1950年の実際投資額44,529,000,000ドル*と先験的成長率5.5%を仮定

した上での総減価償却費 $D_t = I_{t-1}(1+r) \left[\frac{1-(1+r)^{-b}}{br} \right]$

| 償却期間(b) (年) | 1951年の減価償却費 | |
|----------------|--------------------|--|
| | D_{1951} (bill弗) | 投資との比 $\left(\frac{D_{1951}}{D_{1950}} \right)$ |
| 1 | 44.5 | 1.000 |
| 5 | 40.1 | 0.901 |
| 10 | 35.4 | 0.795 |
| 15 | 31.4 | 0.706 |
| 20 | 28.4 | 0.630 |
| 25 | 25.2 | 0.566 |
| 30 | 22.8 | 0.511 |
| 50 | 15.9 | 0.357 |

* 実際投資額は「国内民間粗投資」項目中、「建物新建築」と「耐用生産設備」項目の合計。

(資料) Eisner, *op. cit.*, p. 539.

34) U. S. Department of Commerce, "National Income and Products of the U. S. 1929-1950," p. 150, 第2表.

第11表 合衆国1929～1950年における仮定的償却期間及び同期間中の
現実の投資(※)及びそれに基づく1951年の減価償却費

| 償却期間 (b) | 実際国内民間粗投資(在庫の変化を除く) 1950年に終わる b 年間 (bill ドル) | 1951年減価償却費 (bill ドル) |
|-------------|---|---|
| 年 | $\sum_{t=1951-b}^{1950} I_t$ | $D_{1951} = \frac{1}{b} \sum_{t=1951-b}^{1950} I_t$ |
| 1 | 44.5 | 44.5 |
| 3 | 118.5 | 39.5 |
| 5 | 172.1 | 34.4 |
| 10 | 222.0 | 22.2 |
| 15 | 266.8 | 17.8 |
| 20 | 289.1 | 14.5 |
| 22 | 313.9 | 14.3 |

* 実際投資額はU. S. Dept. of Commerce : *op. cit.*, p. 150. 第Ⅱ表中の
「建物新建築」及び「耐用生産設備」の項目の合計。

の新機械設備への投資率が年5.5%の成長の結果として達成されるとすれば、償却期間30年の場合は1952年の減価償却費は約230億ドル、15年の場合は約310億ドル、5ヶ年特別償却の場合は約400億ドルと償却期間の短縮に比例して増大する。

次により現実に接近するため、米商務省が公表した企業の機械設備支出の実際値に対して、もし b 年前以降に取得せられた全資産が b 年間の償却期間で償却された場合に、1951年の減価償却費の大きさを示すと第11表の通りとなる。

これによると、15年間の償却の場合、1951年の減価償却費は178億ドルであるのに、5ヶ年特別償却は344億ドルを計上させる。この償却期間10年間の短縮は約2倍の減価償却費を計上させる。この償却期間の影響力はまさに驚異に値する。

さらに、より現実的ならしめるために、過去の実際粗投資中に含まれる全資産が、10年間償却の場合と5ヶ年特別償却との場合を比較して、1940年から51年の間にどれほど減価償却費を増加させて来たかを見たものが第12表である。

これによると、1929年の大恐慌以前の資産の償却を含む1939年においてのみ、

第12表 1929～1950年の合衆国，實際国内民間粗投資及び償却期間
5年及び10年の場合の減価償却費

(単位：10億ドル)

| 年度 | 投資 | 5年前の投資合計 | 10年前の投資合計 | 減価償却費 | |
|------|------|----------|-----------|-------|-------|
| | | | | 5年償却 | 10年償却 |
| 1929 | 14.3 | | | | |
| 1930 | 10.5 | | | | |
| 1931 | 6.7 | | | | |
| 1932 | 3.5 | | | | |
| 1933 | 2.9 | | | | |
| 1934 | 4.0 | 37.9 | | | |
| 1935 | 5.2 | 27.5 | | | |
| 1936 | 7.3 | 22.3 | | | |
| 1937 | 9.1 | 22.9 | | | |
| 1938 | 7.3 | 28.6 | | | |
| 1939 | 9.5 | 32.9 | 70.8 | 6.6 | 7.1 |
| 1940 | 11.7 | 38.4 | 66.0 | 7.7 | 6.6 |
| 1941 | 14.5 | 44.9 | 67.2 | 9.0 | 6.7 |
| 1942 | 8.8 | 52.0 | 74.9 | 10.4 | 7.5 |
| 1943 | 6.6 | 51.7 | 80.3 | 10.3 | 8.0 |
| 1944 | 8.5 | 51.0 | 84.0 | 10.2 | 8.4 |
| 1945 | 11.5 | 50.1 | 88.5 | 10.02 | 8.9 |
| 1946 | 22.6 | 49.9 | 94.8 | 9.98 | 9.5 |
| 1947 | 31.0 | 58.1 | 110.1 | 11.62 | 11.0 |
| 1948 | 37.9 | 80.2 | 131.9 | 16.0 | 13.2 |
| 1949 | 36.3 | 111.3 | 162.3 | 22.3 | 16.2 |
| 1950 | 44.5 | 139.0 | 189.1 | 27.8 | 18.9 |
| 1951 | | 172.1 | 222.0 | 34.4 | 22.2 |
| 計 | | | | 186.3 | 144 |

(出所) U. S. Dept. of Commerce, *op. cit.*, 第II表より.

5ヶ年特別償却は10年償却の場合より低い値を示す。このことは正にわれわれの数学的帰結と一致する。成長率 (r) が負の場合，減価償却費の償却期間による偏微分 $\partial D_i / \partial b$ が正なることを裏付けている。すなわち，不況の場合においては償却期間の短縮は減価償却額を減少せしめることとなる。

しかしながら、1939-51年の全期間を通じて、5ヶ年特別償却は10年償却の場合よりも、約420億ドル多く減価償却してきたことになる。

税率50%とすれば、正に210億ドルの免税補助金が、償却期間を5年間短縮することにより、知らぬ間に、それを採用する企業に与えられ、またそれだけの財政収入の減少を生じたことになる。

6 特別償却の代替的方法の吟味

5ヶ年特別償却は戦争や準戦時の緊急期間に国防目的の軍需設備への民間投資を刺激するために再三にわたり採用されて来たが、その結果はこれまで見たように産業構造にまで影響を与えるほどの効果をもたらした。それに批判的な論者からは民間設備投資刺激政策としての特別償却に代わるものとして緊急設備の国有化や損失補償制度が提案されたり、特別償却制度の欠陥を是正する政策が代替案として提唱された。そこで以下これらの代替案について検討することとしよう。

6.1 緊急設備の国有化——政府の直接投資

朝鮮戦争の緊急期間中の国防計画は経済の非軍需部門を出来るだけ阻害しないように計画されたが、それは旧機械の転換よりもむしろ新機械の建設による新投資に重点がおかれ、当初の設備拡大目標は300億ドルの総支出を必要とした。

この異常な生産設備の拡大は企業も納税者もともに関心を寄せる所となった。国防設備の所有は経済的危険を含んでいる。

不確実な緊急需要を満足させるために急速に危険度の高い生産設備を増加させなければならない環境の下では、基本的問題として誰がそれを所有するか政府か民間かということが問題となる。

新設備に対する投資刺激は戦争危険から全国民を守る政府機能の必要から生じていることから見て、政府が設備を所有するのが公平であるかのごとく考え

られる。

しかし、実際問題としてはこれには次のような欠点があり、ほとんどその解決策を与えていない。

- (1) 朝鮮戦争期の緊急期間においても基礎原材料、交通、動力、軍需物資、その他通常の商品などの全面的な増産を必要とした。

政府はこれまでに於いて、このような多方面にわたる生産設備を所有しておらず、また民間産業の労働者を政府が所有権をもつ公益事業に転換することは他方では平和産業をも擁しなければならぬ緊急期間においては経済全体の生産構造を破壊することになる。

これに対して個別企業の場合では、個別産業の経験の豊かさ、熟練度、作業工程の合理性、弾力性ある経営によるコスト低減や計画的活動による遅滞の防止などが容易でかつ現実的である。

- (2) 管理上の問題とは別に、国防設備の大部分は緊急期間後もはや政府がこのような国防生産物を不要とする時点においてもなお価値を有することが考えられる。

すでに見たように、朝鮮戦争期の緊急期間においても、総国防支出の約65%が基礎的原材料であり、20%は交通、倉庫を含む公益事業であることから見て、計画全体の約85%は国防目的と同時に一般平和産業目的との両方において使用される部類に属している。

この種の生産設備が政府の目的とする国防目的上不要となった場合、政府はそれらを賃貸するか遊休として保有するか決定しなければならない。政府が営利活動を望まないとするれば、賃貸が出来ず、また保有することは保管料など逆に支出を要する原因となる³⁵⁾。

この問題に直面した政府は選択の余地なく処分する問題に直面せざるを得ない。

1948年1月の当局の示す所では、第二次大戦の経験よりかかる設備の処分に

35) G. Terborgh, *Amortization of Defense Facilities*, (M. A. P. I. Chicago 1952) p. 16.

より得られた売却額は取得価額の約43%という平均値を推定している³⁶⁾。

G. ターボーは第二次大戦の場合の処分費用を考慮した際、売却処分中取替費用の増加分や政府投資による負債利子、公共設備を所有することに関連した費用などが取得原価の80%以上の額にのぼったと述べている³⁷⁾。

このような所有に伴う費用などはもし緊急設備が私有されており、企業がそれを使用すれば納税者としては支払う必要がないので、納税者の観点からみれば私有の方が望ましい。

基礎原料や交通、運輸、倉庫、多目的工業設備などは平和産業用としてそれほど転換の犠牲は払わなくても、私有化されておれば転換することが出来る。

(3) 数年以上にわたる軍需拡張期間と、長期間の国防計画を社会的に合法化する国防経済の下にあっては、個別企業の基本的組織——私有財産に基づく自由企業体制——に出来るだけ密着することが望ましい。自由経済体制下の経済組織をもつアメリカの場合、利潤を生ずる営利的行為は出来るだけ広範囲にわたってその設備の活用と私有権の促進をスムーズに計ることが出来る。

以上の理由から、緊急設備を国有化することには問題があり私有化が望ましいと考えられる。

6.2 特別償却制度の欠陥是正案

平和経済を不当に制限することなく、戦争準備のための軍需生産設備を拡大しなければならない緊急期間における国防経済にあっては、民間投資だけで必要と考えられる十分な設備拡大を行うには一つの大きな障害がある。

それは拡大された軍需生産設備は緊急期間が修了する時点において重大な経済価値の損害を被る危険性がある。

36) American Machinist, Jan. 29. 1948, p. 320.

37) G. Terborgh, *op. cit.*, p. 17.

この危険性に対して、政府は5カ年特別償却を認め、民間設備投資の刺激手段としてきたが、この特別償却を継続して行うことは、各個別企業と一般大衆に深刻かつ広範な不利益を招くという論者もいる³⁸⁾。

すなわち、

- (1) 注意深くこの法案の内容を、検討、調査しえない経営者には、特別償却が実際以上に多くの保護を与え、最終的には結局それが重大な損害を被る結果になる場合がある。
- (2) 他方、一部の企業は設備拡張の結果、実際に被る損失を補うに十分以上の多くの利益を得ることがある。

その結果、このような超過利潤は相対的に一般大衆の利益の犠牲を強制し、また企業間の競争条件に重大な不均衡を招くおそれがあるという。

他方、特別償却が認められた設備の有用性は業種により非常に異なる。

たとえば、1950年10月から1951年2月までの5ヶ月間で、鉄鋼業は19億ドル、鉄道業は2億4千万ドル、紙パルプ工業は1億9千万ドルの必要証明書が認められているが³⁹⁾、これらの業種における設備の有用性は、軍需目的のための生産と同様、平時においても使用されるので緊急期間が終わるとともに必ずしも経済的価値が低下するわけではない。

またこれらの設備の生産物に対する軍需が緊急期間終了時に減少するとしても、新設備自体は、多くの場合使用されつづけ、より古い能率の悪い設備が廃棄されるのが通例である。

このような場合、特別償却は個々の機械設備に対する経済的損失を保障するのではなく、企業全体から見た一般経済的価値低下に対する認識とその保障の一方法として考えられる。

このことは国防生産当局 (Defense Production Authority) が特別償却を認める

38) R. Schlaifer, J. K. Buttees, R. Hunt, "Accelerated Amortization," Harvard Business Rev. Vol. XXIX, No.3. May. 1951, p. 113.

39) Business Week, May. 17, 1951, p. 26.

適正な目標は、発生した損失量に対応させることであると述べていることからもうかがえる⁴⁰⁾。

また特別償却の大きさについてその承認割合を決定する場合には、次の2つの質問に対して解答されねばならない。

すなわち、

- (1) 企業が被るべき損失の大きさ。
- (2) 特別償却の承認により補償される大きさ。

まず(1)の損失の大きさの評価に際して、国防当局は、鉄鋼業、鉄道業の承認割合を60～85%、紙パルプ業は、50～65%としているが、果たしてこれだけの経済的損失が、これら業種の新設備に対して発生するか否かは非常に疑問である。

例えば、鉄鋼業のような産業では、戦後における正常な経済においても緊急期間に設定された生産能力を必要とするであろうし、戦後も生産のために使用されつづけるであろう。

また同じ鉄鋼業においても鋼材の種類や用途の別などにより、その業種の全生産者にほとんど共通な割合を認めることは一面平等のようでありながら、経済的損失の大きさを評価したものは考え難い点がある。

また、緊急期間末において生産能力が過剰となり経済的陳腐化を来たすのは古い低能率の設備であり、その廃棄が果たして軍需生産目的のための設備拡大の結果、被るべき損失であるか否かは疑問である。

(2)の特別償却により補償される大きさの評価は、特別償却の承認割合で行われるが、この承認割合は企業に対する純利益と政府に対する純損失の両面から考えねばならない。

企業にもたらされる利益を考える場合、投下資本の回収期間を短縮させ、投資危険の減少をみる方法と特別償却により生ずる利益が社内留保される大きさをみる方法とがあるが、節税効果の項で見たように税率が低下する場合に正

40) Defense Production Authority, Executive Order No. 10, 172. part 600. 2.

(positive) となる。

いずれの方法にしる、企業のうける利益は政府が払う犠牲の大きさと等しく、税率が不変であれば、特別償却は結局政府の無利子の投融資という本質を有すると考えられる⁴¹⁾。

この無利子の投融資が画一的承認割合の結果、不公平に支出されることになる。

この不公平性が存在する理由として、

- (1) 承認割合により補償される損失の範囲をあらかじめ決定することは出来ないこと。
- (2) 特定生産物の緊急期間後の需要予測が困難であること。
- (3) 損失発生日を確定することが困難であること。
- (4) 企業に対する利益と政府の犠牲は発生すべき損失の評価によるが、これは税率や、償却期間中の企業の課税所得発生などの諸仮定に依存しているため、あらかじめ確定することは不可能である。

以上のことから、特別償却制度の改善策として次の 2 点が提案出来る⁴²⁾。

- (1) 特別償却が実際に当償却資産の経済的寿命が終了する時点と一致する場合は、その租税面のみの利益だけでは企業の投資危険を十分補償することは出来ない。

このような場合には、特別償却を価格決定や原価算定の中に入れるべき合理的な原価要素と考えねばならない。

- (2) 設備が緊急期間後もその有用性を失わない場合には、承認割合は産業全体に対して画一的な公式によるよりも、各企業個々に設定されるべきである。

以上の改善案と同時に、未知の日に発生する潜在的損失が不可測の承認割合による特別償却に代えて、次のような損失補償制度を提示している。

41) R. Schlaifer 他, *op. cit.*, p. 118.

42) R. Schlaifer 他, *op. cit.*, p. 119.

6.3 損失補償制度

損失が実際に生ずるまで補償額の決定を待つことが出来るならば、損失補償制度により特別償却にまつわる多くの困難や欠点を除くことが出来る。

企業が設備拡張の結果として被る損失を測定する方法として、緊急期間末における当該設備の帳簿価額と、その時点において当該設備が企業においても「現実」価値 (Real Value) との差異として捉えることが考えられる。

しかし、このような測定法は「現実」価値を測定する場合の客観性や妥当性を見つけることの困難に直面する。

この「現実」価値の評価を必要としない補償の形式として、次のような損失補償契約を提案する。

- (1) 正常償却率であるか否かは別として、戦争中の総所得に対して課せられるべき適当な償却率を明確にしていること。
- (2) 緊急期間終結時において事業家に対して
 - (イ) 設備を保持しつづけるため、今後政府に対して保証を求めないか。
 - (ロ) 設備を政府に引渡し、未償却高についてはその時点で支払をうけるかのいずれかを選択させる方法である⁴³⁾。

この補償制度によれば長期間になっても、その期間については減価償却により、政府の負担すべき偶発債務は漸次減少していくと考えられ、また政府買上げ価格の決定に際して特別償却を原価要素に含めるか否かについての論争は生じない。

というのは、間接費はその契約で特定された償却率に基づいて決定された原価要素に含まれるからである。

このような損失補償は、企業にも、一般にもともに非常に有利である⁴⁴⁾。

すなわち、

- (1) 設備を拡張した企業はもし緊急期間の終結が予想していたよりも早い場

43) R. Schlaifer 他, *op. cit.*, p. 121.

44) R. Schlaifer. 他, *op. cit.*, p. 122.

合や、その生産物の戦後需要が予想以下の場合に被る損害がない。

(2) 設備を拡大しなかった企業が、特別償却制度の下で広範な政府援助により、より多くの近代設備を獲得することが出来た競争相手企業の不公平な競争条件による不利益にさらされない。

(3) 政府は、将来発生するかも知れない潜在的な超過損失額を被らない。

しかしこの損失補償制度は特別償却の持つすべての長所を兼ね備えているとは言えない。

たとえば、設備の拡張を望む企業が急迫した金融状況のため必要な資金が得られない場合も考えられる。

このような場合、資金援助の目的で特別償却を認めることは必ずしも賢明ではない。

このような場合は直接的な政府貸付や、銀行借入に対する政府保証の方がより簡単で、その効果は高い。

このための政府の負担は特別償却により、個別企業に与える犠牲よりも少なく、その大部分は個々の経済的必要性と対応する。

緊急期間における特別償却の功罪は、設備拡大にともなう経済的損失と、それを保証するための承認割合の評価に集約されるが、将来の不確実性に基づく結果や企業間、業種間の不公平さがあるとは言え、特別償却は設備拡大の刺激政策として、極めて有効でありかつ広汎に使用されてきた。

しかし国防経済がさらに継続しかつ設備拡大をした企業に対して、緊急期間中は正常利潤が得られるようにし、緊急期間後は実質資本の維持を保証する一つの代替的方法として上述の損失補償制度が提案されたのであるが、この補償制度についても 2、3 の問題がある。

たとえば、

(1) 契約中に適当な償却率を、明確にうたったとしても、それが各々の契約当事者間で異なるのか、または画一的に業種毎に適用されるのか否か。

(2) この損失補償制度は、緊急期間終結時に生ずべき経済的損失をその時点

で、設備の政府買上げ請求権を企業に与えることにより、政府に補償させることであるが、緊急期間終結時に清算される点で特別償却のような損失の予測にともなう不確実性がないとは言え、投資決定時における刺激効果を十分発揮しうるか否かは疑問である。

(3) 私的所有を前提とした経済体制の下では政府が生産主体となって、生産活動を行うことは、これまでの民間企業の利害関係を左右することになる。このようなことを考えると、緊急期間後に政府に対して設備の買上げ要求が多く集中した場合、未償却残高が補償されるので企業としては良いとしてもこれを買上げた政府はこの設備をどのように処分するか、ただ保管する場合でも、倉庫料や、保険料、保管料など追加的費用も発生するであろう。

これらの疑問に対して十分な解答が与えられない限り、この損失補償制度も、特別償却制度と十分肩がわりしうるものとは言えないと考えられる。